

ショートステイ利用料金表 令和6年4月1日改定

介護サービス利用料金+食費&居住費+その他の費用が必要となります。

* 介護サービス利用料金 *

○基本料金（1日に係る費用）

介護度	単位数	サービス体制強化加算 II	看護体制加算 I・II	夜勤職員配置加算 III	合計単位数	処遇改善加算 I	特定処遇加算 I	介護ベースアップ加算	金額	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
支1	451	18	0	0	469	39	13	8	¥ 5,639	¥ 564	¥ 1,128	¥ 1,692
支2	561	18	0	0	579	48	16	9	¥ 6,950	¥ 695	¥ 1,390	¥ 2,085
介1	603	18	12	15	648	54	17	10	¥ 7,771	¥ 778	¥ 1,555	¥ 2,332
介2	672	18	12	15	717	60	19	11	¥ 8,602	¥ 861	¥ 1,721	¥ 2,581
介3	745	18	12	15	790	66	21	13	¥ 9,487	¥ 949	¥ 1,898	¥ 2,847
介4	815	18	12	15	860	71	23	14	¥ 10,318	¥ 1,032	¥ 2,064	¥ 3,096
介5	884	18	12	15	929	77	25	15	¥ 11,150	¥ 1,115	¥ 2,230	¥ 3,345
療養食加算		1食につき8単位 ¥95 利用者負担 ¥10(¥19, ¥29)										
緊急短期入所受入加算		1日につき90単位 ¥1066 利用者負担 ¥107(¥214, ¥320)										
長期利用者減算		1日につき30単位の減算 ¥351 利用者負担 ¥36(¥71, ¥106)										

※当施設では、介護福祉士を60%以上配置しています。

※常勤看護師を1名以上配置し、医療機関等との連携を図りつつ、施設における看護体制の強化を図っています。

※夜勤を行う看護職員・介護職員数を「配置基準より1人以上」上回り配置しています。

夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置しています。

※介護職員の処遇改善計画に基づき処遇改善を行っている場合、所定単位数の100分の83相当する単位数を算定します。(介護職員処遇改善加算 I 利用者負担 1割または2・3割)

※介護職員等特定処遇改善加算 I (介護職員等の賃金の改善等を実施している場合)

所定単位数の1000分の27に相当する単位数 (利用者負担 1割または2・3割)

※介護職員等ベースアップ等支援加算 (介護職員等の賃金のベースアップ等を実施している場合)

所定単位数の1000分の16に相当する単位数 (利用者負担 1割または2・3割)

* 療養食加算については、医師の指示による療養食を提供した場合にのみ算定。

* 緊急短期入所受入加算は、居宅介護サービスに位置付けられていない短期入所介護を緊急に行った場合7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定。

* 自費利用を挟み30日を越える利用の場合、長期利用者減算を行う。

○送迎費（片道に係る費用）

事業実施区域	料金	自己負担額
神戸市西区, 三木市	¥ 2,206	¥ 221 (¥442, ¥662)

※利用者の都合により介護保険の給付を受けない場合については、実費負担となります。

* 食事、居住の提供に要する費用*（介護保険給付対象外）

1日あたりの利用料金	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食事に係る負担額	¥ 300	¥ 600	¥ 1,000	¥ 1,300	¥ 1,600
個室にかかる負担額	¥ 320	¥ 420	¥ 820	¥ 820	¥ 1,171
多床室に係る負担額	¥ 0	¥ 370	¥ 370	¥ 370	¥ 855

※1日あたりの食費 ¥1,600

（朝食・・・300円 昼食・・・600円 おやつ・・・100円 夕食・・・600円）

* その他の費用*

理美容費	¥ 1,000	カットのみ実施（月に3回）
レクリエーション費用	実費	特別な材料の材料費
行事などの外出費用	実費	喫茶料金など
テレビ・冷蔵庫使用料金	¥ 50	1日あたり
事業実施区域外の送迎費	¥ 50	1kmあたり
緊急時の医師診察料など	実費	